

予防接種 スケジュール

表の見方 ①～④はそれぞれ接種回数を表します。
 : 標準的な接種期間
 : 接種可能な期間
 : 定期接種対象外の期間

予防接種の種類

生ワクチン：病原性を限りなく弱くした細菌やウイルスそのものを利用し、自然感染に近い免疫が得られ、長年にわたる効果が期待できます。

(BCG・MR・水痘・おたふくかぜ・ロタウイルス等)

不活化ワクチン：病原体や毒素を不活化したものを利用し、複数回の基礎免疫と数年ごとの追加接種が必要です。

(B型肝炎・Hib・肺炎球菌・DPT-IPV・日本脳炎・ヒトパピローマウイルス・インフルエンザ等)

いずれのワクチンも新型コロナウイルスワクチンとは2週間以上の間隔をあけてください。

ワクチン	受ける回数	標準的な時期	乳児期									幼児期						学童期以降									
			2 カ 月	3 カ 月	4 カ 月	5 カ 月	6 カ 月	7 カ 月	8 カ 月	9 カ 月	1 2 カ 月	1 5 カ 月	1 8 カ 月	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	7 歳 半	8 歳	9 歳	1 0 歳	1 1 歳	1 2 歳	1 3 歳	
B型肝炎	計3回/27日以上の間隔をあけて2回、その後1回目から139日以上あけて1回接種	生後2～9か月未満	①	②					③	1歳未満まで →																	
Hib ヒブ (インフルエンザb菌)	計4回/初回は27日以上の間隔で3回 その後、7か月以上(標準的には7～13か月) おいて追加1回	初回は生後2～7か月未満	①	②	③					④				60月まで →													
小児用肺炎球菌	計4回/初回は27日以上の間隔で3回 その後、60日以上おいて1歳以降に追加1回	初回は生後2～7か月未満	①	②	③					④			60月まで →														
四種混合 (DPT-IPV) ジフテリア：D 百日せき：P 破傷風：T ポリオ：IPV	計4回/1～3回の間はそれぞれ20日以上(標準的には20～56日) あける 3日目後は6か月以上(標準的には1年～1年6か月) 後に1回接種	生後3か月～1歳に最初の3回を接種		①	②	③					④						90月まで →										
BCG	1回	生後5～8か月未満				①			1歳未満まで →																		
麻しん・風疹 (MR)	I期：1歳以上2歳未満	1歳になったらすぐに								①									②								
	II期：5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間																			就学前まで							
水痘 (水ぼうそう)	計2回/1歳以上3歳未満で3か月以上(標準的には6～12か月) あけて2回	初回は1歳～1歳3か月未満								①	②	3歳未満まで →															
日本脳炎	I期：6日以上(標準的には6日～28日)の間隔で2回	3歳																									
	I期追加：初回終了後、6か月以上(標準的には概ね1年)後に1回	4歳																									
	II期：1回	9歳																									
二種混合 (DT)	1回	11歳																					①	13歳未満まで →			
ヒトパピローマウイルス		13歳となる日の属する年度の初日～末日まで																							① ② ③		
いずれか	ロタウイルス (1価)	2回 生後6週0日から初回接種、4週以上の間隔をおいて2回目を完了する。	初回接種を生後14週6日までに行う	①	②																						
	ロタウイルス (5価)	3回 生後6週0日から初回接種、4週以上の間隔をおいて32週までに3回目を完了する	初回接種を生後14週6日までに行う	①	②	③																					
任意接種	おたふくかぜ	1回目は1歳。2回目を接種する場合は小学校入学前の1年間を推奨。		任意予防接種は、本人(保護者)と接種医の相談の上で接種を判断するものです。接種を希望される方は、小児科で接種スケジュールを相談してください。 インフルエンザは主に冬に流行するため、沼田町では接種時期を毎年10月15日～12月31日と定めています。																							
	インフルエンザ	6か月以上13歳未満は毎年2回(2～4週間隔)、13歳以上は毎年1回																									
	B型肝炎	乳児期に接種していない方が対象です。																									
	水痘 (水ぼうそう)	3歳までに2回接種をできなかったお子さんで希望する方が対象です																									

予防接種により
副反応が生じた場合

- 定期接種の場合
定期予防接種による健康被害が生じ、予防接種法による「予防接種健康被害救済制度」により、因果関係が認められた時は医療費などの給付を受けることができます。
予防接種後に高い発熱、ひきつけ、けいれんなどの異常と思われる症状がでた時は、医療機関を受診し、医師の診察を受けてください。受診後は、保健福祉課までご連絡ください。
- 任意接種の場合
任意予防接種では、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による「医薬品副作用被害救済制度」に基づき、救済を受けることができます。
【救済制度相談窓口】独立行政法人医薬品医療機器総合機構 0120-149-931